

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 新会社法成立

Q : 新しい会社法ができるようですが、いつ頃から施行されるのですか？

A : 平成18年度中には施行されることとなります。

【解説】

先月の29日に新しい会社法が参議院本会議で可決、成立しました。施行期日は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲と規定されていますので、平成18年中には施行されることとなります。

施行に際しては、次のような付帯決議がされました。

- ・ 既存の有限会社の株式会社や合同会社への移行に適切な措置を講ずること
- ・ 合同会社(LLC)の課税措置を、利用状況や運用実態等を踏まえて必要があれば検討すること
- ・ 会計参与制度が中小会社の計算期間として設けられたことを周知徹底すること
- ・ 会社法821条に規定されている疑似外国会社は、日本の会社法制の脱法行為を禁止するもので、外国会社を通じた投資に悪影響を与えるものでないことの周知徹底を図ること
- ・ 拒否権付株式等、種類株式の発行については、その実態を見ながら、必要に応じ、これを制限するなど法的措置も含め、検討を行うこと
- ・ 会社設立時の出資額規制の撤廃については、企業家のモラル低下、会社設立後の資金不足などの問題点を注視していくこと

